慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	米洲平和機構の展開と國際連合
Sub Title	The evolution of peace organizations in American states, and its relation to the United Nations
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.5 (1959. 5) ,p.26- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590515-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

米洲平和機構の展開と國際連合

賀川俊彦

序説

今日、國際連合には數多の地域的機構が包攝されているが、それら地域的機構のうち米洲機構（Organization of American States）は最大の規模ともつとも機能的な協力活動組織とを誇つている。カナダを除いた西半球二一ヵ國から構成されたこの組織は、國際連合加盟國實數のおよそ三分の一を占め、一般總會における結合票の威力は自他共に認めるところである。また、一九四八年四月三〇日に調印された米洲國際機構憲章は「平和の維持」と「人類福祉の增進」とを二大原則として、米洲諸國の具體的協力活動を圖り、それを強力に促進することによつて希望に溢れたアメリカの將來を約束している。この米洲機構が發展してきた足跡を辿ることは、單に米洲國際關係のみならず一般的國際關係あるいは國際連合の理解のためにも重要な意義をもつものと云わなくてはならない。

そこで、まず米洲機構の展開過程を大ざつぱに段階づけてみよう。米洲における大陸連帶の思想は、その淵源を十九世紀初頭の澎湃たるラテン・アメリカ諸國獨立運動のさなかにすでに見出すことができる。スペイン系アメリカ諸國の「リベル

タドール」(Libertador 解放者の意)であつたシモン・ボリーヴァル(Simon Bolivar)はその最初の鼓吹者の一人であつて、[1]かれの構想たるや、やがて獨立すべき米洲諸國の連帶的協力を希求するとともに、それが全世界の平和的協力への足がかりになることをも期待し豫見するものであつた。[2]この偉大なる解放者の構想は、新大陸における最初の國際會議であるパナマ會議(一八二六年)となつて發現された。米洲國家連盟の組織を企圖したこの會議は、當時の交通事情や地理的障害、さらに獨立のための紛爭中のこととて何らの成果を齎らすものではなく失敗に終つたのではあつたが、その先驅者的役割という點で米洲機構結成の第一段階に有意義な足跡を遺したのである。だが、その後も暫らくの間は、諸般の事情に加えて合衆國の露骨な帝國主義的對ラテン・アメリカ政策が重なつたために、米洲機構が發展的に展開する餘地を見出すことはできなかつた。展開過程における第二段階が訪れたのは、十九世紀も末期になり北米と南米とを繫ぐ通信・交通網が敷かれ、相互の通商關係が緊密化するに至つてのことである。

一八八九年、ドミニカ共和國を除いた全米洲諸國がワシントンに會合し、[3]爾後一〇年毎に定期的會議をもつことが取極められた。ただし、それはいつさいの政治問題に關する討議を排除して單に通商關係の促進を目的としたものであり、「米洲共和國通商事務局」(Commercial Buleau of the American Republics)の設置という形で辛うじて米洲機構の體面を繼續的に保つものであつた。その後、一九〇一年の第二回メキシコ市會議において、これが「米洲共和國連合」(Union of American Republics)に再組織されたのであるが、ほぼ二〇年にわたる米洲機構展開の第二段階は、通商關係のみのいわば跛行的ないし低迷狀態にあつたのである。その理由はこの機構が完全に合衆國の統制下にあつたがためにラテン・アメリカ諸國の反感と不信を買つていたからに他ならない。

しかし、一九一〇年、第四回ブエノス・アイレス會議において合衆國がそれまでの帝國主義政策の撤回を聲明して米洲機構構成諸國の法的に平等なることを認めるに至り、漸くラテン・アメリカ諸國も協力的態勢に轉ずるようになつた。その結

果としてこの會議では「汎米連合」（Pan American Union）と改稱することが議決され、同時に米洲機構の組織・機能にも大きな變更がみられるようになつたのである。かくして、米洲機構は單なる通商上の中央機關から米洲國際會議の常置機關に發展し、この新たなる第三段階においていよいよ具體的內容の伴つた展開を始めることになつた。以後第五回汎米會議（サンチャゴ・一九二三年）から一九四五年のチャプルテペク協定によつて米洲諸國の大同團結がみられるまで、四回の汎米會議をはじめとして頻繁に特別會議・外相會議その他專門會議が開かれ、政治・經濟・社會その他の具體的問題が個別的に檢討され解決されてきたのである。再度にわたる世界大戰を挾み、さらに米洲內においても頻繁な國際紛爭を經驗したこの第三段階は、米洲機構の地固めのために實に意義ある場であつたと云わねばならない。この試煉期を經驗し克服してきたからこそ、チャプルテペク協定を境として憲章制定への動きをみた第四段階へ、そしてさらに一九四八年のボゴタにおける米洲國際機構憲章の制定によつて國際連合と調和した、しかし他の地域的機構には見られぬ「調和の美」を有する今日の米洲機構に展開することができたのだと云つても決して過言ではあるまい。さきのボリーヴァルの理念はここに全く實現され、かれの豫見は見事に的を射たものであつたと云えよう。

このような展開過程をもつ米洲機構を取上げるにさいして、本稿は特に第三段階において具體的展開をみせた「平和の維持」に關する諸條約・諸協定を中心に、米洲平和機構の展開過程を檢討するものである。そして、この地域的平和機構が一般的國際機構すなわち國際連合に貢献した役割と意義とを明らかならしめることをも併せて目的とする。問題の性質からして、純粹に國際法としての解釋からみれば輕忽の謗を脫れぬ點も多々あることと思われるが、ここでは大ざつぱな概觀を試みるものであるがために、それらの點に關しては豫め陳謝しておかねばならない。

便宜上、米洲における「平和と安全の維持」を目的とした國際條約（二ないし三國間のものを除く全大陸的なものとして）を列

擧しておこう。

一九二三年五月三日	「紛爭ノ回避モシクハ防止ノタメノ條約」――ゴンドラ條約――第五回汎米會議	（チリー、サンチャゴ）
一九二八年八月二八日	ケロッグ・ブライアン條約	
一九二九年一月五日	「調停ナラビニ仲裁條約」	汎米特別會議（合衆國、ワシントン）
一九三三年一〇月一〇日	「アルゼンチン不戰條約」――ラーマス條約――	（ブラジル、リオ・デ・ジャネイロ）
一九三六年一二月一―二三日	「平和條約」、「紛爭防止ニ關スル條約」、「仲介・調停條約」、「現行諸條約ヲ統合スル條約」	汎米臨時會議（アルゼンチン、ヴェノス・アイレス）
一九三八年一二月二四日	「リマ宣言」	第八回汎米會議（ペルー、リマ）
一九三九年九月三日	「パナマ宣言」	第一回汎米外相會議（パナマ・シティ）
一九四〇年六月三〇日	「ハヴァナ宣言」、「ハヴァナ法」	第二回汎米外相會議（キューバ、ハヴァナ）
一九四五年三月六日	「チャプルテペク協定」	汎米特別會議（メキシコ・シティ）
一九四七年九月二日	「全米相互援助條約」、「米洲機構憲章」、「ボゴタ協定」	汎米特別會議（コロンビア、ボゴタ）

（1） 米洲における協力的結合の思想を鼓吹した者としては獨立運動の先驅者フランシスコ・ミランダ（Francisco de Miranda, 1750～1816）、チリー革命黨の領袖フアン・エガーニャ（Juan Egaña, 1769～1836）、駐米ブラジル代理公使ホセ・レベヨ（José Silvestro Rebello）、それにヘンリー・クレイ（Henry Clay, 1777～1852）などが擧げられるが、この思想を具現した者はボリーヴァルのみである。

（2） 一八一五年九月六日附、ジャマイカの一友人に宛てた書翰にボリーヴァルは次のように述べている。「新大陸全體を統一的國家に構成することは素晴しい構想である。……もしも、ギリシャにとってのコリントと同じく、パナマ地峽がわれわれのものとなったならば、それは如何ばかり壯觀であろう。神はいつの日にか、われわれがそこに諸共和國、諸王國、ならびに諸帝國の代表からなる堂々たる會議を設けて、世界中の諸國と共に戰爭と平和に關する崇高な問題を討議する幸運をもつことを許すであろう。……」J. B. Trend, Bolivar and the Independence of Spanish America, p. 222.

（3）これは一八八一年に合衆國國務長官ブレーン（James Blaine）がラテン・アメリカ諸國に發した「米洲諸國間の戰爭防止のため」の會議への招請が、一八八八年にクリーヴランド大統領の再度招請を經て、一八八九年ハリソン大統領のときに漸く開催されるという複雜な經緯をもつている。これ、ラテン・アメリカ諸國の合衆國に對する疑惑と不信の表われに他ならない。

一　ゴンドラ條約からラーマス條約まで

米洲機構がゴンドラ條約によつて初めてこの地域全般にわたる「平和の維持」を目的とした取極めを行つて以來、不戰條約、調停ならびに仲裁條約を經てラーマス條約に至るまでの四條約は、云わば當機構の試煉期における諸取極めであつたと云うべきであろう。これらの諸條約については、調印はしても批准を完了しなかつた諸國が數多く見出されるが、合衆國のほかラテン・アメリカ諸國、それも主要國によつて批准されたものであるから、米洲における條約法としての効力をもつものと解される。

I　ゴンドラ條約　詳しくは「紛爭ノ回避モシクハ防止ノタメノ條約」であつて、一名、アメリカ諸國間の「審査條約」とも呼ばれている。この條約は、後に締結されることになつた「不戰條約」に類するものであつて、あるいはその原型を構成したものと云つて差支えなかろう。「締約國ハ外交的手續ニヨル解決ガ不能デアルカ、若シクハ現行條約ニ據リ仲裁ニ附スルコト能ワザル凡テノ紛爭ヲ調査ト報告ノタメニ審査委員會ニ附託スベキコト」[1]を第一條前段に約し、米洲諸國ははじめて國際審査委員會制度を設け、これに國家の獨立、名譽および死活的利害關係を含むいつさいの紛議を附託すべきことを定めた。また、同條後段は「審査委員會ノ報告ガ齎ラサレルマデ……締約國ハ軍隊ノ移動乃至集中、戰爭乃至戰爭ノ準備ヲナスコトヲ禁止」[2]することによつて、個別的國家の武力行使を制限し、戰爭に訴えることの決定權を委員會に集中しようとした。そのためには、審査委員會の手續を速やかならしめるよう、ワシントンとモンテヴィデオに二つの常設委員會を設置し、兩首都に駐在する外交使節中より三人の上席者をもつて構成することとし、紛爭當事國の一方の要求に基づいて速やかに審

査委員會を組織すべき權能が第四條により常設委員會に與えられている。

Ⅱ　ケロッグ・ブライアン條約　いわゆる「不戰條約」である。これは世界的、一般的な國際條約であつて、單に米洲諸國間のみのものではないが、殆んどの米洲諸國がこれに加わつたところから是非とも擧げておかねばならない。この條約の重點は「締約國ハ國際紛爭解決ノタメニ戰爭ニ訴エルコトヲ非トシ、ソノ相互關係ニオイテ國家政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコト」、ならびに「締約國ハ相互間ニ起ルコトガ豫想サレル一切ノ紛爭又ハ紛議ハ、ソノ性質モシクハ原因ノ如何ヲ問ワズ、平和的手段ニヨル以外ニコレノ處理ナイシ解決ヲ求メザルコト」[3]に置かれている。すでに審査委員會制度の採用を取極めた米州諸國にとつて、この不戰條約は米洲機構の一般化を認めたものではあつても、それをさらに强化するものではない。

Ⅲ　調停ならびに仲裁條約　この條約は「締約國ハ締約國間ニ生ジタル一切ノ紛爭ニシテ、外交的手續ニヨリ解決不能ナルモノヲ調停ノ手續ニ附シ、マタ本條約ニ於イテ課セラレタ義務ヲ遂行スルタメニ調停委員會ヲ設立スルコト」を定めた調停條約、ならびに「締約國ハ若干ノ例外（國内問題ト第三國ノ利益ニ關スルモノ）ヲ除キ、國際的性質ヲ有スル凡テノ紛議ガ外交ニヨル調整不能ニシテ、法ノ原則ノ適用ニヨル判決ガ可能ナルタメニ本質上司法的性質ノモノナルトキハ、ソレヲ仲裁ニ附シ、カツ採用スベキ仲裁ノ手續ヲ規定スル義務アルコト」[4]を定めた仲裁條約の二部からなつている。前者の調停條約は、當時ヨーロッパにおいてロカルノ條約（一九二五年）以來國際間に二邊的ないし多邊的調停條約が成立した機運に乘じて、ゴンドラ條約の國際審査の原則とロカルノの調停條約など國際調停の原則とを併用したものであつて、調停委員會はこれに附託された紛爭の調査ならびに調停をなしうべきこと、ならびに常設外交委員會に對してはそれ自身の發意または當事國の一方の要求に基づいて調停的機能を營む權限を附與している。これと同時に、法律的性質を有する紛爭については仲裁裁判の原則を採用して、別に仲裁裁判條約が設けられることになつた。

Ⅳ　ラーマス條約　これはボリヴィアとパラグァイの境界紛爭にからんだチャコ紛爭を平和的解決に導くために、第七回汎米會議（一九三三年、モンテヴィデオ）の決議によつて委任されたアルゼンチン、ブラジル、チリー、ペルー、それに紛爭の兩當事國を含んだ特別平和會議により採擇されたものである。これが採擇された經緯としてはアルゼンチンの反米意識を特に擧げねばならないのであるが、この條約はケロッグ・ブライアン不戰條約に對抗する意圖をもつて同國外相サーヴェドラ・ラーマスにより提唱され、アルゼンチンの面目を立てる趣旨で採擇されたものであるがため、一名アルゼンチン不戰條約とも云われている。

その要旨は、侵略戰爭を否認（第一條）して不戰條約と同一の規定を設け、非平和的、武力的手段による領土の變更や獲得を否認（第二條）、以上の諸規定に違反する紛爭國に對し、他の條約國が平和を維持するために中立國として共同一致の態度をとり、政治的、法律的、經濟的手段を用いることを定め（第三條）、外交的手續による解決不能の紛爭を調停手續に附託すべきことを規定（第四條以下）している。[5] これが注目すべきは、紛爭の强制的解決のために外交的あるいは武力的干涉が禁止されたことであつて、この條約のバック・ボーンは、ケロッグ・ブライアン不戰條約の戰爭拋棄の原則に、さらにフーヴァー・ドクトリンの武力征服非承認の原則を加味綜合したところに窺い知ることができよう。合衆國は、當初この條項に拘泥したのであるが、ハル國務長官の强硬な支持のためにこの不戰條約に調印することになつたと云われている。[6] 合衆國がこの條約を受容れたことは、合衆國がラテン・アメリカに關するモンロー宣言の傳統的解釋、あるいはまたプラット修正法など帝國主義的政策に終止符を打ち、善隣への政策轉換に實際踏み切つたものとして好感をもつて迎えられた。

以上の四條約を綜合的に要約すれば、第一に國家の政策手段としての戰爭が禁止されたこと（不戰條約、ラーマス條約）、第二に一切の紛爭は平和的手段によつてのみ解決すべきだとの大原則が確立されたこと（不戰條約、ラーマス條約）、この大原則の細則として、法律的紛爭（國內問題と第三國の利益に關するものを除く）は仲裁裁判に附託すべく（仲裁條約）、他方一切の紛爭

は審査手續（ゴンドラ條約）または調停手續（調停條約、ラーマス條約）に附託すべきこと、ただし、法律的紛爭について、審査や調停で解決しない場合は、さらに仲裁裁判に附託しなければならないということになる。こうしてみると、平和維持の原則に關するかぎり、だいたいにおいて國際連盟規約第一〇條から第一五條に規定された原則が、ほとんどそのまま米洲機構に移行されたと解されよう。ただ、國際連盟規約では、個々の加盟國に僅かの例外を除いて一般に武力行使を禁じてはいなかつたのに對して、米洲平和機構では第二に擧げたごとく、一切の紛爭は平和的手段によつてのみ解決すべきだとして外交的あるいは武力的干渉を禁ずるの大原則を打出した點において、後者が前者に比してより集中的であり、しかし、見方によればより理念的であつたと云えよう。また、兩者の形成過程を比較した場合、米洲機構は審査委員會制度に始まつて徐々に段階的に機構の充實が圖られ、形態的に整備されるようになつたことが觀察される。

このように、米洲平和機構は理念的に一應その形態を整え、完成の域に達したかのごとき觀を呈するのであるが、實際にはこれら諸條約の存在にもかかわらず、米洲内での紛爭は絶えることがなかつた。特にボリヴィアとパラグァイ間のチャコ紛爭が公然たる戰爭にまで發展したときですら、米洲機構は何らの積極的具體策をもとりえず、國際連盟調停委員會による調停の失敗と同樣に、この機構の非實際性を露呈している。この理由として考えられる最大の要因は、これらの條約に對して全米洲諸國の批准が完全に行われていなかつたことである。それは頻發した紛爭の大部分が、國際條約を批准しなかつた小國間に起つた事件であつたことにより明らかであろう。このことは、換言するならば、米洲諸國間における連帶性の缺如の故であつたとしても差支えない。じつさい、ラテン・アメリカ諸國のあるものは、表面的には米洲機構の指導國である合衆國に微笑を見せながらも、内心、合衆國に對する不信の念は消えず、究極の保障は國際連盟に委ねていたのである。だが、チャコ紛爭の調停に際して、國際連盟の示した無能ぶりは、國際連盟に對するかれらの信頼感を急激に冷却させるものがあつた。

一方、ヨーロッパにおける政治情勢は緊迫の度を増し、この外患がかえつて米洲機構に對するラテン・アメリカ諸國の態度を好轉させることにもなつて、米洲諸國間の連帯性強化を要望する聲は急激に高まつてきた。そこで、ルーズヴェルト大統領は一九三六年一月三〇日、米洲諸國へ書簡を送り「米洲諸國間における平和の維持を最善に保障する方法を決めるために……速やかに臨時汎米會議をヴェノス・アイレスに開催すべきこと」[7]を提案した。その骨組みは一應完成の域に達したとはいえ、云わば空中樓閣の感がなくもなかつた米洲平和機構が、堅固な礎石の上に置かれるようになつたのはこのヴェノス・アイレス會議以降においてである。

（1） R. N. Burr and R. D. Hussey; Documents on Inter-American Cooperation, Vol. II, p. 87.
（2） Ibid., p. 88.
（3） Edit. by R. J. Bartlett; The Record of American Diplomacy, p. 520.
（4） S. F. Bemis; The Latin American Policy of the United States, p. 253.
（5） Ibid., p. 273.
（6） Ibid., p. 271.
（7） G. H. Stuart; Latin America and the United States, p. 25.

二　ヴェノス・アイレス平和條約

ヴェノス・アイレス汎米臨時會議（一九三六年一二月一―二三日）は十一箇の條約を採擇したが、それらのうち米洲平和維持の原則に直接に關係あるものは「平和條約」、「紛爭防止に關する條約」、「仲介・調停條約」、「現行諸條約を統合する條約」の四條約である。

V　平和條約　正しくは「平和ノ維持、保存及ビ回復ニ關スル條約」である。この條約は五カ條からなり、第四、五條は

批准の手續および期限を規定し、第二條後段は共同防衛の原則と手續とを規定したものであるから、平和維持に直接關係するのは第一條、第二條前段、および第三條である。第一條では、米洲諸國の平和が脅やかされた場合、不戰條約とラーマス條約の調印國は「他ノ平和機構ノ構成國タルト否トヲ問ワズ、平和的協力ノ方法ヲ發見シ、採用スル目的ヲモツテ相互ニ協議スベキ」ことが規定された。[1] ここに云う「他ノ平和機構」とは國際連盟を意味するものと解される。したがつて、第一條では、本條約が國際連盟規約によつて附帶された義務と米洲平和機構との間に矛盾を生じないよう妥協的考慮のほどが見出される。また、この條文は、米洲諸國間に戰爭または事實上戰爭狀態にある場合には相互に意見を交換し平和的協力方法を見出すため「遲滯ナク必要ナル相互的協議ヲ行ウベキコト」と規定した第二條前段とともに、平和維持の方法として「協議」することを採用し、これによつて平和確保の方法を共同的に決定し實行することを取極めている。第三條は紛爭の調停手續、または仲裁ないし司法的解決について定めたもので、既設の關係諸條約によつて取極められた域を越えるものではない。もともと本條約は、これに先立つた諸條約に何ら特別の効力を補足せしめることを目的としたものではなく、單に世界的、一般的機構と地域的機構との妥協を前提として米洲平和機構の一般原則を宣言したに他ならない。

Ⅵ　紛爭防止に關する條約　實質的には「ゴンドラ條約」に何らの新鮮味をも添えるものではないので內容提示を省くが、ただ「常設双務混合委員會」と稱する名目上常設の機關を新たに設置した點に特色がある。[2]

Ⅶ　仲介・調停に關する條約　これは九カ條からなり、第五條以下に批准の手續、期限、その他細目の手續を定めており、實質內容は第一條から第四條までに收められている。要するに、實際上仲介または調停をする人物を指定する方法について詳細な規定がなされたものであるが、[3] だいたいにおいて一八九九年第一回ハーグ平和會議の常設仲裁裁判所構成の例にならつたものと云えよう。國際紛爭の解決に個人を正式の調停人または仲介人とすることは國際法上、甚だ興味あることであるが、結局、利害關係の異なる二者が第三者の指名に果して一致するかどうか、かりに指名が一致したとしても目的達成の効

果たるや全くの疑問と云わねばなるまい。

Ⅵ　現行諸條約を統合する條約　詳しくは「現行諸條約ヲ調整、擴張シ、ソレラノ履行ヲ保障スル條約」であつて、平和維持の觀點から見てもつとも重要なものと考えられる。この條約は八カ條からなり、第一條と第二條では現行條約の再確認と米洲における平和維持の一般原則を規定し、第三條より第六條までに本條約の實質的內容が折込まれている。第三條は、戰爭の脅威ある場合、「カカル協議ノ進行中、ソシテソレガ六カ月以上ヲ經過シナイ場合ニハ、當事國ハ戰爭モシクハ如何ナル軍事的行動ニモ訴エザルコトヲ了解スル」[4]と規定して國際連盟規約第一二條の原則を踏襲している。第四條は現行諸條約の仲裁、調停、仲介、審査などの手續によつて紛爭を解決すべきことを規定したものであるが、このような手續がすべて失敗して戰爭狀態が發生した場合を豫想して、第五條と第六條には制裁規定が設けられた。[5]この制裁規定は、だいたい國際連盟規約第一六條ないし第一七條に該當するものであるが、これが採用されたことは米洲平和機構の一大進歩であつたと云つてよかろう。特にそれは、從來のこの種の規定に比して、次の三つの特色が擧げられる。

その第一は「戰鬪行爲」が發生した場合、それを「戰爭狀態」と認定する權限は汎米會議、汎米連合、または汎米外相會議のごとき國際機關に委任されることなく、個々の國家に保留されていることである。「事實上進行中ノ戰鬪行爲ガ戰爭狀態ヲ構成スルモノナリヤ否ヤノ問題ニ關シ、締約國ノ各々ハ速ヤカナル決定ニ到達スベキコトヲ了解」（第五條）したことは、國際連盟規約第一六條がこの點に關して理事會に權限を附託しているのに比して對照的である。第二に、同じく第五條に「戰鬪行爲」が發生した場合、各國のとるべき態度について「各締約國ハ……自國ノ國內法規ニ從ウ」ことを明記している。これもまた、從來の條約に比して個別的國家主權の尊重という點で數段の前進を印象づけている。第三に、個々の國家がその國內法によつて一定の措置を講じた場合、「カカル行爲ハ、ソレニヨツテ影響ヲ受ケル國家ニ對スル非友誼的行爲トハ看做サレザルモノトスル」（第五條終段）と規定された點である。「戰鬪行爲」が起つた場合、締約國は自動的に中立國とし

ての義務を負わなくてはならない。從來の國際法では中立國に對して「公平の義務」を課しており、中立國が交戰國の一方に利益となり他方の交戰國に對して不利益となる行爲を行うことは中立義務に違反するものである。かりに、合衆國のごとく有力な國家がその國內法の發動によつて、隨時、輸出禁止、經濟封鎖、武器貸與、などの行爲が行われうるものとすれば、從來の中立法規は根本的に修正されざるを得なくなる。

この第三の點に關しては、次の第六條にも繰返されており、戰鬪行爲が行われ、もしくはその脅威ある場合には「米洲以外ノ國際戰爭ノ場合ニオケル中立ノ一般原則ニ矛盾スルコトナク」締約國は中立國としての性質において直ちに措置を講ずべき旨を前段で規定しておきながら、その後段において、締約國は「ソノ各々ノ國內法ニ從ツテ」紛爭當事國に對して「武器彈藥、戰爭機具ノ販賣マタハ運送、アルイハ借款マタハ他ノ財政的援助ノ禁止乃至制限ヲ考慮シウルモノトスル」という全く矛盾した制裁規定を設けている。この事實はどのように解釋されてよいものか、本條文だけでは兩者の理論的一致は見出しかねる。しかし、これを一般國際法と特別國際法との關係としてみるときには、米洲外における戰爭の場合には從來の一般國際法の中立法規の適用を受け、米洲內の戰爭の場合には「中立國トシテノ性質ニオイテ」より自由な行爲をとりうるものと解釋するよりほかないものと考えられる。

ブェノス・アイレス汎米臨時會議は、このような「平和條約」と「現行諸條約ヲ統合スル條約」の二條約を實質的部分として、米洲機構を充實する上に大きな効果を齎らしたと結論づけることができよう。從來の諸條約には全米洲諸國の一致した批准が行われず、また各々獨立した條約の締約國が必らずしも同一でなく、互いに食い違つていたことも少なくなかつたため、全米洲諸國による連帶的共同行爲なるものは少くとも行われた試しがなかつた。それが、新たに從前の諸條約を統合した條約が成立したことによつて、條約に違反した國に對しては統一條約を根據に、他のすべての締約國が抗議をなし、責任を問い、違反防止の手段を講じることができるようになつた。また、具體的成果としては、特別な制裁規定が明文化され

たこと、前述したとおりである。その內容には疑問の餘地が見出されるのであるが、それが個々の國家主權の尊重に重點が置かれた點、米洲平和機構が新たな飛躍をなしたものとして特筆されねばならない。戰爭狀態の決定權が個々の國家に保留されたこと、ならびに個別的國家の國內法をもつて國際的制裁の原則として規定したことなどは、あるいは國家主權の尊重が單に形式的のものにすぎず、實際には合衆國の米洲機構における獨裁權を正當化し、合衆國の米洲支配に法的根據を與えたものであるという見方も成立つが、かかる制裁規定の採用によつて米洲機構が實質的に充實し、一段と發展的展開を成し遂げたことは否定しえない。

（1）The Inter-American Conference for the Maintenance of Peace, International Conciliation; March, 1937, No. 328, p. 225.
（2）Ibid., p. 223.
（3）Ibid., p. 224.
（4）Ibid., p. 226.
（5）Ibid., p. 228.

三　第二次世界大戰と米洲機構

第二次世界大戰の戰雲は一九三六年頃から急激に擴まり、ドイツはラインランドを占領し、イタリアはエチオピアの征服を完了、スペインには左右兩翼鬪爭が展開され、ヨーロッパにはデモクラシーと全體主義との兩陣營間の抗爭に分裂する氣運が漲つた。この氣運はさらにドイツのチェコ進出、スペインにおけるフランコ派の勝利を誘い、ヨーロッパにおける全體主義勢力は著しく增强されるにいたつた。このように急轉した情勢の影響は米洲にも大きく反映した。ラテン・アメリカ諸國が全體主義國家の經濟的進出の對象となるのみならず、政治的野心の好目標となることに對して合衆國は極端な警戒心、

恐怖心を抱き、全體主義の脅威に對抗するための米洲諸國の連帶・結束を重ねて强調し、米洲機構による共同防衛を畫策するようになつた。

Ⅸ リマ宣言　「米洲連帶性ニ關スル諸主義ノ宣言」を正式の名稱とする。この宣言の目的は米洲諸國の共同防衛を原則化することにおかれた。共同防衛に關しては、ブェノス・アイレス平和條約においてすでに主義として承認してはいるが、具體的行動については各締約國の自由を留保していた。それが「リマ宣言」においては、「米洲國ノ平和、安全、領土的保全ガ行爲ノ性質如何ニカカワラズ脅カサレル場合ニハ、米洲國ノ政府ハ之ニ共同ノ關心ヲ有シ、連帶性ヲ有効化スル決意アリ」(1)（第三條）とし、脅威の內容を「行爲ノ性質如何ニカカワラズ」と單なる武力的脅威に限定することなく、また各政府は「個々ノ資格ニテ獨立ニ行動」することになつた。具體的行動について、共同防衛の原則としてはさほどの積極性は感じられないが、ブェノス・アイレス平和條約に比すれば數歩の前進がなされている。

また、世界情勢の急變に備えて、米洲機構をより機能化すべく、第三條の原則を實行する手續として米洲諸國外相會議を隨時開催することを取極め、第四條に規定した。これにより、連帶性强化の實權は、五年に一度の汎米會議から「望マシキトキ、及ビ米洲共和國ノ何レカノ發意」による外相會議に移管されたと解される。

Ⅹ パナマ宣言　第二次大戰の火蓋がヨーロッパで切られて約一カ月後、「リマ宣言」に基づいた第一回汎米外交會議が開かれ、當面の對策が協議された。合衆國の中立維持策からして、この會議では共同防衛よりも米洲自體を戰爭から遠ざけるための方策について討議され、したがつて、この宣言の內容も「米洲連帶性の再宣言」、「戰時禁製品の定義」、「中立維持に關する協力方法」、および「安全水域の設定」などに重點が分散され、共同防衛に關しては「中立維持ヲ目的トスル警察及ビ司法的方法ニ關スル協力」が決議され多少の關連性を示したにすぎない。

Ⅺ ハヴァナ宣言およびハヴァナ法　フランスの崩壞を機として開かれた第二回外相會議において議決されたもののう

ち、「ハヴァナ宣言」として知られているものは「米洲諸國防衛ノタメノ相互援助及ビ協力」と稱する決議である。これは「一米洲國ノ領土保全マタハ不可侵性、主權マタハ政治的獨立ニ對シテナサレル非米洲國ノ如何ナル試ミモ、コノ宣言ニ調印シタスベテノ國家ニ對スル侵略行爲ト看做サルベシ」[2]として、米洲共同防衛の原則を明確に確立したものである。ヴェノス・アイレス平和條約およびリマ宣言がこれに關しては漠然と締約國に單に協議することの義務を負わしめたにすぎず、具體的行動についても各國政府の決定に委ねていたのに對し、ハヴァナ宣言は積極的に一米洲國に對する侵略をして他の全米洲國に對する侵略行爲を構成するものと斷定した。これによつて、米洲の一國家に對する非米洲國の事實上の侵略的行爲が發生した場合には、他の米洲國は直ちに參戰するか、あるいは少くとも中立以外の立場をとるべき法律的義務が附帶されたものと考えられる。なお、「ハヴァナ法」はこの協定が各米洲國の批准により効力を生ずるまでの緊急事態に對處するために取極められた暫定的のものである。

要するに、「リマ宣言」、「パナマ宣言」、それに「ハヴァナ宣言」と「ハヴァナ法」はいずれも、米洲諸國が中立國としての性格において結束することの必要と共同防衛の方法につき具體的に協議された結果の所產であつた。だが實際には全米洲諸國による一致した連帶的行動なるものは遂に見られず、日本のパール・ハーヴァー攻擊によつて合衆國が第二次大戰に參戰してからも、諸國の足並みは一致しなかつた。なかでもアルゼンチン、チリーの二國は樞軸側に對する宣戰はおろか、國交斷絕もしなかつたのである。その理由として、これら兩國は合衆國を「非交戰國」と看做していたことを主張している。名實ともに交戰國である合衆國を非交戰國と看做した兩國の論據は一般國際法と特別廣域圈國際法における「非交戰狀態」の解釋の相違によるものであろうか。ここでは、單に疑問を提供するに止めねばならないが、從來の國際法においては地理的空間的制約性に認識の對象がおかれず、その結果として戰時における國家の地位が交戰國と中立國に分たれ、その中間的存在は全然認められていないことをも併せ考えねばなるまい。

とにかく、第二次大戰に際して米洲機構は充分にその機能を果すには至らなかつた。しかし、ここに掲げた三つの宣言が緊急狀態に際して廣汎な自治權が地域的機構の機能として認められていることを內外に宣明したものと見るならば、まことに有効であつたと云えよう。

(1) S. F. Bemis; op. cit., p. 359.

(2) Burr and Hussey; op. cit., p. 143.

四　チャプルテペク協定

連合軍側の勝利による第二次大戰終結を見透して、戰後の政治、安全保障、領土および經濟などの諸問題に關する會談が一九四四年八月二一日からワシントン郊外のダンバートン・オークスにおいて米・英・中・ソの四カ國間に開かれた。この會談の結果として一〇月九日に發表された「一般的國際機構設立ニ關スル提案」(Proposals for the Establishment of a General International Organization) がいわゆる「ダンバートン・オークス提案」と呼ばれるものであつて、後のサン・フランシスコにおける討議の基礎となつている。

米洲においても、このダンバートン・オークス會談に刺激されて戰後の再建あるいは處理問題を檢討すべく、一九四五年二月二一日から三月八日までメキシコ・シティ郊外のチャプルテペクにおいて、アルゼンチンを除いた米洲二〇共和國による「戰爭ト平和ノ問題ニ關スル米洲會議」がもたれた。この汎米特別臨時會議で採擇されたのが「チャプルテペク協定」であるが、もともと、この會議はダンバートン・オークス會談に招聘されなかつたラテン・アメリカ諸國の不滿が昂じて開催されたともみられており、したがつてこの協定はダンバートン・オークス提案に對し多分に對抗的な內容をもつものであつて、地域的取極めないし機構の機能擴大化をもつてその狙いとしている。

XII　チャプルテペク協定　これは「宣言」と「勸告」の二部からなる。まず「宣言」の部は、「主權ノ法的ニ平等ナルコト」（第一項）、諸國の「個性ト獨立トヲ尊重スル權利」（第二項）を認めたのち、米洲國であると否とを問わず「米洲地域ノ統合ナイシ不可侵性ニ對シ、アルイハ米洲國ノ主權ト政治的獨立ニ對スルスベテノ攻擊ハ侵略行爲トミナサルベキコト」[1]（第三項）、この種の「侵略行爲」が起つた場合、あるいはそれが準備されつつあると信ずべき理由があつた場合には「執リウル措置ニツイテ協議ガナサルベキコト」（第四項）、また戰爭の繼續期間そして恒久的條約が締結されるまで調印國は「武力行使ヲ含メテカカル侵略行爲ニ對處スルニ必要ト看做サレル措置ヲトルベキコト」（第五項）などを米洲の內外に宣言し、この宣言における原則と手續は「直チニ發効スル」（第六項）ものとした。[2]

「勸告」においては、米洲國に對する侵略行爲ないし侵略の脅威を解決することを目的として「宣言」第五項との關連のもとに「外交關係ノ斷絕」から「武力行使」まで、廣範圍にわたる制裁の具體的內容を調印國の執るべき措置として定めている。[3]

このように、チャプルテペク協定の實質的骨子は、第一に米洲國に對する攻擊はすべて米洲內における國家全體に對する侵略行爲と斷定する旨の共同防衛策であり、第二にこの共同防衛策の裏附として、侵略行爲に對處すべき個別的國家の武力行使をも含んだ具體的制裁內容が明記されたことの二點である。第一の點はすでに「リマ宣言」ならびに「ハヴァナ宣言」において講じられた措置を再確認したものであるから、この協定に特別なものではない。むしろ、第二の制裁內容の具體化された點に目新しいものがある。しかし、これら二點を骨子としたチャプルテペク協定が「直チニ發効スルモノ」なることが取極められたことは、米洲平和機構の創設以來かつてみない手續方法であり、ここにこの協定の積極性とともに強力な實効性の表われを知ることができよう。

およそ、實効性が伴わぬ取極めの無意味なことは云うまでもないことだが、米洲機構にあつてもこれまで、しばしば全米

洲國の一致した批准がなされなかつたことがそのための最大の癌であつたと云える。例えば、アルゼンチンの如き、合衆國の指導する條約ないし取極めにはことごとに對立し、批准を保留してきたことは、米洲機構が全體的に發展する上において最大の惱みであつた。第二次大戰中、最後まで態度を保留してきたそのアルゼンチンが、チャプルテペク會議の勸告に從つて對樞軸宣戰布告を決意し、この會議の宣言ならびに行爲に參加することになつたことは、實際、大きな收穫であつたと云わねばならない。かくして、チャプルテペク協定の實質的意義は、米洲平和機構に實効性を附帶せしめることによつて、それを大陸における共同防衛ならびに平和維持のための諸機能を名實共に兼備した、およそ歷史上もつとも新しく、もつとも完全な形態に發展させたところに見出すものである。

チャプルテペク會議において最頂點に達した米洲諸國の平和機構に對する熱意は、一方において米洲機構獨自の憲章作成の方向に向けられ、一九四八年四月三〇日、コロンビアの首府ボゴタにおいて「米洲機構憲章」に調印することによつて、さらに新しい段階に踏出すことになつた。他方、やがて設立さるべき一般的・世界的機構において、米洲機構に試みられた諸經驗を生かし、また一般的機構との關連における地域的機構の立場を强化すべく、米洲諸國の結集的努力が續けられた。國際連合憲章がダンバートン・オークス提案から多分に變更されたのは、サン・フランシスコ會議における米洲諸國、特にラテン・アメリカ諸國の働きかけによるところが大きい。

米洲平和機構の展開は「米洲機構憲章」――ボゴタ憲章――によつて事實上の完成を印すものではあるが、この內容は米洲諸國がこれまでに構築してきた諸條約、諸協定を綜合的に網羅し再確認したものであるがために、ここで新たに列擧する必要はない。むしろ、チャプルテペク協定に結集された米洲諸國の努力が如何に一般的機構に生かされたか、この一般的機構と地域的機構との關連について論考し、またサン・フランシスコ會議におけるラテン・アメリカ諸國の活躍を見ることによつて、米洲機構の世界的意義を檢討し本論の締括りとしたい。

（1）Bartlett, op. cit., p. 559.
（2）Ibid.
（3）Ibid., p. 560.

五　國際連合憲章との關連において

國際連合憲章の具體的原案となつたダンバートン・オークス提案によれば、安全保障理事會は「强制行動ノタメ地域的取極マタハ地域的機關ヲ利用スベシ。但シ、安全保障理事會ノ許可ナクシテハ如何ナル强制行動モ、カカル地域的取極ニ基ヅキマタハ地域的機關ニヨリ執ラルルコトナカルベシ」(1)（第八章第三節第二項）と定められている。この規定によると、强制行動は地域的取極めにより、もしくは地域的機關が單獨では執りえないことになる。(2) 換言すれば、ダンバートン・オークス提案は地域的機構の存在を一般的機構の下に「消極的に」認めたにすぎなかつたと云えよう。しかし、これでは國際連盟規約に比して何ら變りはなく、また米洲諸國がこれまで米洲平和機構の建設に盡してきた努力が全く水泡に歸することになる。米洲平和機構加盟諸國が問題とした第一の點は、實に「一般的機構における地域的機構の積極的承認」にあつた。これ故にこそ、チャプルテペク協定において「强制行動ヲ含ム」具體的制裁內容が明記されるに至つた理由も想像に難くないであろう。

第二に、この强制行動を決定すべき安全保障理事會の表決權に關して、ダンバートン・オークス會談においては意見が一致せず、結局ヤルタ協定に基づいて「安全保障理事會ノ決定ハ常任理事國ノ同意投票ヲ含ム七理事國ノ贊成投票」(3) が必要とされることになつた點である。この規定に從うならば、安全保障理事會の常任理事國は、常任理事國の加盟していない地域的機構が强制行動を執ろうとする如何なる提案をも拒否することが可能となるわけであつて、從つてこの規定が弱小國家あるいは國家群の平和と安全を無視したものであるとしてラテン・アメリカ諸國の憤激を招いたのはむしろ當然であろう。(4) さ

らに、常任理事國同志が對立關係に陷つた場合、このような拒否權の存在が安保理事會はもちろん、結局は國際連合自體の存立をも危殆に瀕せしむることになるとして、ラテン・アメリカ諸國の抗辯を支えることになつた。

このような二つの問題點から、ラテン・アメリカ諸國はサン・フランシスコ會議に臨んだのであるが、ここで一方ではダンバートン・オークス會談の立役者として、同時にまた他方において米洲機構の指導的役割を演じた合衆國の二元外交について、當然生ずる疑問に觸れておく必要がある。一方ではより自由な自治權を地域主義に附帶せしめようと努力する傍ら、他方、地域的機構の消極化を狙い一般的機構に權力を集中せしめようとした合衆國の矛盾した態度は既述した部分から明白であろう。このことは、かねてから合衆國國務省内部において二派に分れていた主流爭いが表面化したものである。[5] すなわち、サムナー・ウェレスに導かれた地域的アプローチを强調する派とコーデル・ハルを首領とした世界的アプローチを推進した兩派の立廻りの結果であつた。サン・フランシスコ會議を控えて二者擇一を迫られ、結局、世界派が勝利を占めることによつて合衆國の態度は決した。地域派の努力はチャプルテペク協定に結實したものの、サン・フランシスコ會議で米洲平和機構の趣旨が合衆國を除いたラテン・アメリカ諸國個々の資格において主張されるようになつたのはこのためにほかならない。

とは云え、地域主義の强化を目標としたラテン・アメリカ諸國としては、何としても合衆國の支持を求め誓約を確保することを先決問題として努力を重ねた。しかし、合衆國はサン・フランシスコ會議には自由な態度で臨むことを欲するという理由のもとにこの申出を拒絶している。[6] 合衆國の國連における立場からして、ラテン・アメリカ諸國を力政策（パワー・ポリティックス）ゲーム上のカウンターに利用することは、とりも直さずソ連がその衞星諸國を引具して同樣政策に出ることの口實を提供することに他ならないところからして、合衆國がこのような態度を執つたものであろうことは想像に難くない。

ラテン・アメリカ諸國による最初の計畫はかくして挫折したが、かれらはサン・フランシスコ會議に入つてから、自らの

主張を文書にして全招請國に配布するなど猛烈な鬪爭を展開した。その目標は、既述した二つの問題點からして、第一にダンバートン・オークス提案を修正し、一般的機構による抑制をできるだけ排除して地域的機構を自由に機能しうるような狀態におくこと、この第一の目標が達成されない場合を想定して第二に同提案における安全保障理事會の投票手續を改變することによつて、地域的活動に對する安保理事會の授權を迅速化し、同時に同理事會にラテン・アメリカ代表をできるだけ多數送り込むことの擇一的な二目標が設定された。

サン・フランシスコ會議に招請された五〇カ國中、その五分の二に當る二〇カ國を占めたラテン・アメリカン・ブロックの全體における比重は無視することができない。あまつさえ、かりに事態が惡化して國連加盟の要件として米洲機構の放棄が要求されたとすれば、むしろ國連加盟資格を放棄してでも、傳統と實績を誇り機能性に富んだ米洲機構を守るに躊躇しないほどの斷乎たるラテン・アメリカ諸國の態度は、こういつた問題の調整を止むをえないものとしたのである。

かくして、ラテン・アメリカ諸國による提案は第三委員會第四專門委員會を經て分科委員會に廻され、ここでの討議の結果、第一ラインに沿つて「地域的機構の積極的承認」を採擇することになり、第二の目標は退けられた。これによつて國連憲章第五一條に「固有ノ個別的マタハ集團的自衞權」が認められ、また第八章に地域的取極めに關する第五二―四條の規定が設けられて地域的機構による强制行動が可能となつたのである。ただし、國際連合憲章はあくまでも一般的・世界的機構であつて地域的機構はその下部組織であるとの建前からして、自衞權の行使に關してはこれを無制限に許すものではなく「武力攻擊ノ場合」のみに限定し、また「安全保障理事會ガ國際的平和ト安全ノ維持ノタメニ必要ナ措置ヲ講ズルマデ」に限つて認めたことは調整上必要な處置と考えられている。だが、このことを規定した第五一條に關して、「平和ト安全ノ維持ノタメニ必要ナ措置」が滿足に講じられた時を、いつたい誰が決定するか。ここに重要問題が殘されていることを最後に附記しておかねばならない。

(1) 芳賀四郎「國際連合憲章の解説」附錄一九頁。
(2) 國連憲章を起草した人々の主目標の一つは「一國または國家の小グループが、自らの發意で、かつ制限なしにその國家目的を達するものに、武力または武力の脅威を使用する可能性を制限し、またできるだけ制限することであつた。この目標と平行して、國際連合自體に武力が適法に使用される場合を決定する責任を集中する試みが爲された。」L. M. Goodrich and A. P. Simons; The United Nations and the Maintenance of International Peace and Security, p. 433.
(3) 芳賀、前掲、一三二頁。
(4) 因みに、米洲機構においては、疾くから一國一票制が採用され、法律上の絶對的平等主義に立脚するとともに、第六回汎米會議以後には國際行政上においても完全なる平等權を享有している。
(5) J. A. Houston; Latin America in the United Nations, p. 13.
(6) Ibid., p. 17.

結語に代えて

——モンロー・ドクトリンとの關連において——

最後に反省的思考として、これまで論述してきた米洲機構と國際連合との生成過程から兩者の特質を檢討し、さらに合衆國の基本的外交政策であつたモンロー・ドクトリンと兩者との關連について論じて締括りとしたい。

國際連合憲章の生れた經緯について、本稿ではそれがダンバートン・オークス提案に發し、米洲機構がその雛型として相當部門に斟酌されたというきわめて簡單な序述を試みたにすぎない。しかし、すでにこの事實にこそ兩者の特質を論ずるに充分なものがある。つまり、國際連合は憲章作成をもつて出發點とし、その後に目的遂行のための各種事務局や理事國が設定された。これに對して、米洲機構の場合はパナマ會議から數えれば一世紀有餘、商業事務局の設置からしても六〇年餘、さらに汎米連合に改組織されてからもおよそ四〇年もの長い歳月の後にはじめて憲章をもつことになつている。この長期

間、米洲機構はあらゆる國際的試煉に耐え、それらを克服してきたものであり、また幾多の變遷を經た在來の各種事務局、諸種機關、頻繁な國際會議に基づいて憲章が制定されたのである。傳統と歴史をもつものともたざるもの、ここに兩者の本質的な相違がある。サン・フランシスコ會議に際して、ラテン・アメリカ諸國が國連憲章にかれらの主張が認められぬ場合には、その構成國たるの資格を放棄しても米洲機構を、合衆國がこれに加わらぬときはかれらだけのラテン・アメリカ地域機構を保持しようと決意していたことも、このような傳統に基づくものであつたことが容易に理解しえよう。

ところで、この問題に關連して合衆國が建國以來の傳統的外交政策として保持していたモンロー・ドクトリンと米洲機構、さらに國際連合との關連についても併せて檢討する必要がある。というのは、結局米洲機構はモンロー・ドクトリンを米洲の地域的基盤の上に立つて合法化する結果になつたのではないか。そして、さらにこれは國連憲章第五一條によつて國際化されることになつたのではないか、という疑問が殘るからである。

モンロー・ドクトリンは本來、二つの原則を決めたものであつて、その一は合衆國は西半球に對してヨーロッパ諸國――これは後にすべての非アメリカ諸國と再解釋された――がそれらの政治的機構を擴張しようとするいかなる試みにも反對するものであること、第二はいわゆる非植民地化の原則であつて、非アメリカ國が西半球を植民地化しようとするいかなる試みをも不快とする旨の暗默の禁止をほのめかした原則である。

合衆國は當初、このモンロー主義をして合衆國獨自の一方的政策であり、「その定義、解釋および適用」はいつさい合衆國自身に留保することをもつて特徴としていた。しかるに、その後これらの原則を集團的基盤にのせることに積極的になつたのである。一九三八年のリマ宣言によれば、全米洲諸國は米洲國の平和、安全ないし領土保全に對するいかなる脅威にも對處してかれらの結束を効果的ならしめるという共通の關心ならびに決定を宣言した。一九四〇年のハヴァナ協定では、米洲諸國は米洲國の保全ないし不可侵性に對して、あるいは領土的、社會的ないし政治的獨立に對する非米洲國のいかなる試

みも全米洲諸國に對する侵略行爲とみなされる旨を表明している。そして、チャプルテペク協定によつて、この原則が完全に集團的基盤の上にのせられたのである。さらに、この地域的集團の主張が國連憲章第五一條に採用される結果となつている。このような結果からして、モンロー・ドクトリンは米洲機構によつて地域的集團化し、さらに國連憲章第五一條によつて國際化したと云えよう。

ところが、モンロー・ドクトリンを地域的集團化し國際化した諸取極めですら、協力措置がかれらの期待した効果を擧げなかつた場合に、合衆國が行動に移るためのオリジナルな權利については何ら觸れるところがない。この事實は、モンロー・ドクトリンの「定義、解釋および適用」のオリジナルな權利は相變らず合衆國自身の手に留保されていることを意味してはいないだろうか。一般的に云えば、國連憲章第五一條が一定限度內で明らかに認めている「固有の」自衞權の行使に關する條項は、モンロー・ドクトリンを保護するための防壁になつているのではないかということになる。

もし、このオリジナルな權利を合衆國が相變らず留保しているものとすれば、國連憲章には加盟諸國の自衞權を制限する何ものもないという解釋が成立つわけであつて、平和と安全を維持しようとする努力が失敗した場合には、合衆國はいつでも自衞に必要な行動を執る權利を留保していると考えられよう。

もつとも、國際連合自體が當事國の任意の受諾を前提とするものである。したがつて、合衆國は國連加盟國となることにより、また憲章の諸規定を受容れることによつて、國際的信義の原則とこの第五一條に含まれた諸條件のもとに、上述のオリジナルな權利といえども自由には行使しえないであろう、と想像的解釋を下すことをもつて現段階では滿足しなければならない。それ以上は安全保障理事會の權威の効果に委ねるべきものとして、この問題も一應保留しなくてはならない。しかし、この事實に重要な意義が存在するものなることをわれわれは見逃してはならないであろう。

附　主要諸條約の調印あるいは批准の状況

主要條約名 ＼ 國名	ゴンドラ條約 一九二三年	調停條約 一九二九年	仲裁條約 一九二九年	ラーマス條約 一九三三年	平和條約 一九三六年	紛争防止條約 一九三六年	統合條約 一九三六年
アルゼンチン	S	NS	NS	○	S	S	Sr
ボリヴィア	A	S	Sr	AR	S	S	S
ブラジル	○	○	○	○	○	S	○
コロンビア	○	○	Rdr	ARdr	○	○	Rdr
コスタ・リカ	○	S	Sr	A	○	○	S
キューバ	○	○	○	ARd	○	○	○
チリー	○	○	Rdr	Rdr	○	○	○
エクアドル	○	○	Rdr	ARdr	Rdr	○	○
エル・サルヴァドル	○	○	ARdr	ARdr	Rdr	○	Rdr
アメリカ合衆國	○	○	Rdr	ARdr	Rdr	○	Rdr
グァテマラ	○	Rdr	Rdr	ARd	○	Rdr	○
ハイチ	○	○	○	ARd	○	○	○
ホンデュラス	○	○	Rdr	ARdr	Rdr	Rdr	Rdr
メキシコ	ARd	○	Rdr	○	○	○	○
ニカラグァ	○	○	○	ARd	○	○	○
パナマ	○	○	○	ARd	○	○	○
パラグァイ	○	○	Sr	○	○	S	Sr
ペルー	ARd	○	○	ARdr	S	Sr	S
ドミニカ共和國	○	○	Rdr	ARd	○	○	○
ウルグァイ	Rdr	○	Sr	○	S	S	S
ヴェネズェラ	○	○	Rdr	ARdr	○	S	S

註　A：Adherence Subject to ratification（批准を條件とする加入）
　　S：Signatory（調印）　　NS：Non-Signatory（非調印）
　　R：Ratified（批准）　　d：Ratification deposited（批准寄託）
　　r：reservation（留保）　　なお○印は Rd の略